



APO_社労士通信

医療保険制度の法改正

春と言えば法改正の時期。今年も様々な法律が創設/改正されています。今回は、医療保険制度改正の中でも人事給与担当者が押えておくべきポイントをご紹介します。

■ 後期高齢者医療制度の創設 ■

健康保険でまた一つ事業主の届出義務が増えました。75歳以上の被保険者及び被扶養者がいる場合、4月からは該当者の資格喪失、被扶養者削除の届出をしなくてはなりません。政府管掌健康保険では4月中旬を目途に、事業主に該当者の情報をプリントした資格喪失届・被扶養者異動届が送付されますので、事業主はこの届出と保険証の返却を併せて行うことになります。なお、該当者には3月中に各都道府県に設置されている広域連合から新制度の被保険者証が届きます。

後期高齢者医療制度とは

老人保健制度に代わり4月からスタートした75歳以上(*)の高齢者を対象とした医療制度。75歳以上の方はこの制度の下に保険料を納め、医療を受けることになります。保険料は年金年額が18万円以上の人等は年金から天引きになりますが、激変緩和措置で被扶養者だった方に対しては一定期間保険料が減免されます。

また、75歳以上の被保険者が健康保険の資格を喪失した場合には、被扶養者は74歳以下であっても同時に資格を喪失することになりますので、国民健康保険等に加入する必要がある点も要注意！

(*)65歳以上で一定の障害認定を受けた方を含みます。

■ 基本保険料と特定保険料 ■

健康保険料が4月分(5月納付分)から使途に応じた基本保険料と特定保険料に区分されました。給与明細書は今までと同様に合算表示も認められていますが、社会保険事務所からの納入告知書は政府のシステム変更が完了次第分けて表記予定です。

基本保険料・・・健康保険に加入している本人・家族のための費用にあてる財源
特定保険料・・・高齢者の医療を支える費用。高齢者医療制度に拠出

知っておきたいミニ知識(労働基準法)

第1回 事業場とは

労働基準法では事業場という言葉がしばしば登場しますが、事業場とは事務所、店舗、工場等を指し、通常同一の場所にあるものは原則として一つの事業場で、分散されて別の場所があれば別の事業場と考えます。本社以外に支店や営業所がある場合は、それぞれが事業場になりますが、中には規模も小さく組織的観点・事務能力からも充分な独立性をもっていない出張所や支所などもあります。このように著しく規模の小さい作業所等は直近上位の機構(事業場)と一括し同一事業場として取り扱われます。一方、同じ場所にあっても事務部門と工場のように、著しく労働の態様が違う場合には、別個の事業場として区分されます。

ところで、就業規則や36協定等の労使協定は、各事業場単位で作成・締結・届出を行うことになりますが、就業規則と36協定は一定の要件のもと本社で一括して届出をすることも可能です。労働基準監督署の調査では、就業規則や36協定等の労使協定の締結・届出が各事業場単位で行われているかもチェック項目に含まれます。本年3月1日付で労働契約法も施行されておりますので、この機会に就業規則や各種労使協定等の内容の見直しをご検討されては如何でしょうか？

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO_社会保険労務士法人 本田和子 / 望月伸恵 / 三浦俊彦 sic.info@apol.jp

〒162-0824 東京都新宿区揚場町1-18 飯田橋ビル7F 電話 03(5228)1820 FAX 03(5228)1830

ホームページもご覧ください。
<http://www.apoutsourcing.jp/>